

第57回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

場 所

東京都台東区秋葉原 1 番 1 号
秋葉原ビジネスセンター 4階 AP秋葉原

決議事項

第 1 号議案

剰余金処分の件

第 2 号議案

定款一部変更の件

第 3 号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8 名選任の件

第 4 号議案

監査等委員である取締役 4 名選任の件

第 5 号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第 6 号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第 7 号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8154/>



加賀電子としての考え方／ 行動の軸となるフィロソフィー

1968年の加賀電子創業以来不変の『経営理念』、
5年先、10年先の中長期の時間軸で目指すべき姿を示した『経営ビジョン』、
そして、それらを実現するために加賀電子グループ社員の規範となる振る舞いを定めた『行動指針』、
これらのフィロソフィーは、加賀電子にとっての考え方と行動の軸を表したものです。

「すべてはお客様のために」

経営
理念

「我が国業界No.1企業を目指す」
「グローバル競争に勝ち残る企業を目指す」

ビジョン

「F.Y.T」

変化に柔軟に、常に若々しく、果敢に挑戦

「3G」

あらゆるものを、グローバルに、総合力を活かして

「加賀イズム」

経営マインド、営業マインド、社会人としての心構え

行動指針

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第57回定時株主総会を2025年6月26日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第57期の事業の概要等ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

また、当社グループでは、本年4月より新たな「中期経営計画2027」がスタートしており、さらなる事業の拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

代表取締役
会長執行役員
塚本 勲



代表取締役
社長執行役員
門 良一



証券コード 8154
(発送日) 2025 年 6 月 9 日
(電子提供措置開始日) 2025 年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都千代田区神田松永町20番地
加賀電子株式会社
代表取締役 門 良 一
社長執行役員

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.taxan.co.jp/jp/ir/event/event_03.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8154/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「加賀電子」又は「コード」に当社証券コード「8154」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区秋葉原1番1号
秋葉原ビジネスセンター 4階 A P 秋葉原
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第57期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合には、前ページに記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部をご送付しております。書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。

- ① 事業報告の「主要な事業内容」「セグメント別営業の状況」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結包括利益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

書面（郵送）で議決権を
行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の
賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 股 _____ _____ _____ ××××年××月××日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> 当社は現在のご所有株式数 _____ XX 株 議決権の数 _____ XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____				

〇 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ログイン用QRコード

ログインID
XXXXXXXX-XXXX-XXXX

パスワード
XXXXXX

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **〔賛〕** の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **〔否〕** の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ≫ **〔賛〕** の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

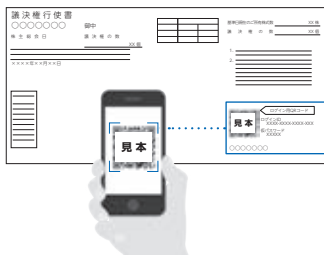
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたいします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたいします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

■ 期末配当に関する事項

第57期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当社普通株式1株につき55円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、2,890,844,330円となります。

1	2	3
配当財産の種類	株主に対する配当財産の 割当てに関する事項及びその総額	剰余金の配当が 効力を生じる日
金銭	当社普通株式1株につき 金55円 (普通配当55円) 総額 2,890,844,330円	2025年6月27日

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。上記期末配当は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき110円に相当し、中間配当110円を加えた当期の年間配当金は、株式分割前の1株当たり220円に相当します。

1. 提案の理由

- ①当社はこれまで、指名・報酬委員会の設置や委任型執行役員制度の導入など、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。監査等委員会設置会社に移行することにより、権限移譲を通じて意思決定の更なる迅速化をはかり、「経営に関する意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を促進し、それぞれの役割を明確化することで、取締役会機能および業務執行機能の強化を図ります。このように、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化により、加速する事業環境の変化のもと、引き続き当社グループの企業価値向上に努めてまいります。本議案は、移行にともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議においても、剰余金の配当等を行うことが可能となるよう規定を新設し、あわせて、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第44条（中間配当）の規定を削除するものであります。本変更は剰余金配当の株主提案権を制限するものではありません。
- ③その他、上記の各変更にとまなう、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。
- ④なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 <u>当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第10条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. (条文省略) (株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削 除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条 (現行どおり) (削 除) 第7条～第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 3. (現行どおり) (株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会 第13条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員 数) 第19条 当社の取締役は、20名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (任 期) 第21条 (条文省略) (新 設) 2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) (代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第3章 株 主 総 会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員 数) 第18条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は、20名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任 期) 第20条 (現行どおり) 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 増員または任期の満了前に退任した取締役 (監査等委員であるものを除く。) の補欠として選任された取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、在任取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期の満了する時までとする。 4. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 (代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から代表取締役を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
(執 行 役 員)	(執 行 役 員)
第23条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
2. 取締役会はその決議によって、会長執行役員、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員およびその他役付執行役員各若干名を選任することができる。	2. 取締役会はその決議によって、 <u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u> 会長執行役員、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員およびその他役付執行役員各若干名を選任することができる。
第24条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. <u>取締役および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第26条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
(新 設)	(業務執行の決定の取締役への委任)
	第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(報 酬 等)	(報 酬 等)
第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。	第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第29条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u> 第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u> <u>(選任方法)</u> 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任 期)</u> 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第33条 <u>監査役補欠者の選任決議は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。</u> <u>(常勤の監査役)</u> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> 3. <u>監査役会の招集は、各監査役がこれにあたる。</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (監査等委員会の招集通知) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(決 議) 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数により行う。</u> (監査役会規程) 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (報 酬 等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 会 計 監 査 人 (条文省略) 第40条 (報 酬 等) 第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第7章 計 算 (条文省略) 第42条 (剰余金の配当の基準日) 第43条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	(決 議) 第31条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数により行う。</u> (監査等委員会規程) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削 除) (削 除) 第6章 会 計 監 査 人 (現行どおり) 第33条 (報 酬 等) 第34条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> 第7章 計 算 (現行どおり) 第35条 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(剰余金の配当等)
	<u>第36条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当会社は、毎年9月30日または3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。
(中 間 配 当)	(削 除)
<u>第44条</u> 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。	
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
<u>第45条</u> (条文省略) 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	<u>第37条</u> (現行どおり) 2. 未払の配当金には利息をつけない。
(新 設)	<u>附 則</u> (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、第57回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経営体制の強化を図るため2名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名／候補者属性			当社における地位	取締役会への 出席状況	総会後就任予定の委員会	
						指名・報酬 委員会	サステナビリティ 委員会
1	つかもと 塚本	いざお 勲	再任	代表取締役 会長執行役員	17回／17回 (100%)	○	
2	かど 門	りょういち 良一	再任	代表取締役 社長執行役員	17回／17回 (100%)	○	★
3	つかもと 塚本	たけし 剛	新任	上席執行役員	一回／一回 (一%)		○
4	いしはら 石原	やすひろ 康広	新任	上席執行役員	一回／一回 (一%)		○
5	こうじたに 糀谷	ひとし 仁志	新任	執行役員	一回／一回 (一%)		○
6	みよし 三吉	すすむ 暹	再任 社外 独立	社外取締役	17回／17回 (100%)	○	
7	はしもと 橋本	のりとも 法知	再任 社外 独立	社外取締役	17回／17回 (100%)	★	
8	よしだ 吉田	まもる 守	再任 社外 独立	社外取締役	13回／13回 (100%)	○	

再任

…再任取締役候補者

社外

…社外取締役候補者

独立

…東京証券取引所の定めに基づく独立役員

新任

…新任取締役候補者

★

…委員長

○

…委員

候補者番号

1

つか
塚

もと
本

いさお
勲

生年月日 1943年9月1日

再任



所有する当社株式の数
1,451,990株

在任年数
57年

取締役会出席状況
17/17回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1968年 9 月 加賀電子株式会社設立
代表取締役社長
2007年 4 月 代表取締役会長
2021年 6 月 ITbookホールディングス株式会社（現：SAAFホールディングス株式会社）
社外取締役（現任）
2022年 4 月 代表取締役会長 会長執行役員
2023年 6 月 代表取締役 会長執行役員（現任）
2024年 6 月 ソレキア株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

SAAFホールディングス株式会社 社外取締役
ソレキア株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

当社創業者であり、2007年まで当社代表取締役社長を務め、その後、代表取締役会長就任以降も当業界に限らず幅広い知見・人脈を有し、グループ全体の経営の指揮を執っております。今後においても、経営に関する豊富な知見と能力が当社グループ経営および企業価値の向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かど
門

りょう
良

いち
一

生年月日 1957年12月1日

再任



所有する当社株式の数
142,682株

在任年数
30年

取締役会出席状況
17/17回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1980年 3 月 当社入社
1991年 4 月 営業本部営業第三部部长
1992年 4 月 営業本部AM営業部部长
1995年 4 月 ハイテックス事業部東日本営業部部长
1995年 6 月 取締役
2002年 4 月 常務取締役
2005年 4 月 専務取締役特機事業本部長
2011年 4 月 専務取締役エンターテインメントビジネスユニット長
2012年 4 月 取締役副社長コンポーネントビジネスユニット長
2014年 4 月 代表取締役社長
2022年 4 月 代表取締役社長 社長執行役員
2023年 6 月 代表取締役 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社より当社主要事業に携わっており、豊富な知見と実績に基づくリーダーシップを備えております。また、2014年の当社代表取締役社長就任以降、グループ経営の指揮を執り企業価値向上に貢献しております。その幅広い経験と能力は、中期経営計画の推進および当社グループ経営の要として欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

つか
塚もと
本たけし
剛

生年月日 1964年8月6日

新任



所有する当社株式の数

62,976株

在任年数

一年

取締役会出席状況

－／－回（－％）

略歴、当社における地位、担当

1987年4月 当社入社
2001年9月 KAGA (H.K.) ELECTRONICS LIMITED Vice General Manager
2005年4月 KAGA (H.K.) ELECTRONICS LIMITED 取締役社長
2010年4月 海外事業部EMS営業部長
2012年5月 加賀ハイテック株式会社 常務取締役
2015年10月 経営企画室長
2016年4月 執行役員 経営企画室長
2019年1月 執行役員 富士通エレクトロニクス株式会社（現：加賀FEI株式会社）取締役
執行役員専務
2023年4月 上席執行役員 加賀FEI株式会社 代表取締役社長 執行役員社長
2025年4月 上席執行役員 加賀FEI株式会社 代表取締役 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

入社より電子部品事業に携わるとともに、香港子会社の社長として海外事業の拡大に貢献いたしました。その後も、経営企画室長として当社の経営管理や事業戦略を牽引し、現在は国内子会社の社長を務めるなど豊富な実績と幅広い知識は当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

いし
石はら
原やす
康ひろ
広

生年月日 1965年2月19日

新任



所有する当社株式の数

16,970株

在任年数

一年

取締役会出席状況

－／－回（－％）

略歴、当社における地位、担当

1987年4月 当社入社
2012年4月 管理本部経理部長
2012年5月 加賀ハイテック株式会社 取締役
2015年4月 管理本部経理部長
2018年4月 執行役員 管理本部経理部長
2019年1月 執行役員 富士通エレクトロニクス株式会社（現：加賀FEI株式会社）取締役
執行役員常務
2021年4月 執行役員 管理本部副本部長兼経理部長
2022年4月 執行役員 管理本部副本部長
2023年4月 上席執行役員 管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

入社より営業部門を経て管理部門に長く携わり、特に経理および財務分野において高い知見を有しており、国内子会社の役員も務めるなど、その豊富な経験と幅広い知識は当社の経営管理およびコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

こうじ たに ひと し
穂 谷 仁 志

生年月日 1969年11月30日

新任



所有する当社株式の数
16,800株

在任年数
一年

取締役会出席状況
－／－回（－％）

略歴、当社における地位、担当

1992年 4 月 当社入社
2012年 4 月 特販事業部特販第四部長
2013年 4 月 特販事業部特販第二部長
2019年 4 月 経営企画室長
2020年 4 月 執行役員 経営企画室長
2024年 7 月 執行役員 経営企画室長兼営業企画室長
2025年 4 月 執行役員 経営企画室長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

入社より長く電子部品事業に携わるとともに、経営企画室長として当社の経営戦略や事業戦略に携わるなど豊富な実績と幅広い知識を有していることから、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

み よし すすむ
三 吉 遅

生年月日 1940年9月20日

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
6,500株

在任年数
10年

取締役会出席状況
17／17回（100％）

略歴、当社における地位、担当

1963年 4 月 トヨタ自動車工業株式会社（現：トヨタ自動車株式会社）入社
1994年 9 月 同社取締役
2001年 6 月 同社代表取締役副社長
2002年 6 月 同社相談役
2002年 6 月 大阪トヨペット株式会社（現：大阪トヨタ自動車株式会社）代表取締役社長
2005年 6 月 トヨタ自動車株式会社顧問
大阪トヨペット株式会社（現：大阪トヨタ自動車株式会社）代表取締役会長
2009年 6 月 日立マクセル株式会社（現：マクセルホールディングス株式会社）エグゼクティブ・アドバイザー
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

－

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社において代表取締役副社長を経験されており、様々な企業における企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かして経営全般に対する監督・助言をいただくことにより、当社取締役会の機能強化が図れることを期待して社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

7

はし 橋 もと 本 のり 法 とも 知

生年月日 1954年7月30日

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
3,400株

在任年数
6年

取締役会出席状況
17/17回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1977年 4月 三菱電機株式会社入社
2009年 4月 同社常務執行役、総務・人事・広報担当
2009年 6月 同社取締役、指名委員長、報酬委員長、常務執行役、総務・人事・広報担当
2012年 4月 同社取締役、指名委員長、報酬委員長、専務執行役、経営企画・関係会社担当
2012年 6月 同社取締役、指名委員、専務執行役、経営企画・関係会社担当
2016年 4月 同社取締役
2016年 7月 同社顧問
2019年 6月 当社社外取締役 (現任)
2021年 3月 株式会社イボキン 社外取締役 (現任)
2024年 6月 スムホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
2024年 6月 進工業株式会社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社イボキン 社外取締役
スムホールディングス株式会社 社外取締役
進工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三菱電機株式会社において取締役および執行役を経験されており、指名委員長や報酬委員長および総務・人事・経営企画の担当などを歴任するなど豊富な経験と高い知見を有しており、当該知見を活かし経営全般に関して特に経営戦略や人事などに対する監督・助言をいただくことにより当社取締役会の機能強化が図れることを期待して社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

8

よし だ まもる
吉 田 守

生年月日 1956年5月21日

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
一株

在任年数
1年

取締役会出席状況
13/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1979年 4月 松下電器産業株式会社 (現パナソニックホールディングス株式会社) 入社
2009年 4月 同社役員AVCネットワークス社上席副社長
2012年 4月 同社常務役員AVCネットワークス社社長
2012年 6月 同社常務取締役AVCネットワークス社社長
2013年 4月 同社常務取締役技術担当兼知的財産担当兼情報システム統括担当
2015年 4月 同社常務取締役アプライアンス社上席副社長、エアコンカンパニー社長兼テレビ事業担当
2015年 6月 同社常務役員アプライアンス社上席副社長、エアコンカンパニー社長兼テレビ事業担当
2016年 6月 同社常任監査役
2020年 6月 NECネットエスアイ株式会社 社外取締役
2022年10月 ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社 社外取締役 (現任)
2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

パナソニックホールディングス株式会社において、海外事業を含む複数の分野における事業責任者を務めた経験から高い経営能力や戦略構築力およびモノづくり、マーケティング、ガバナンス等に関する幅広い知見を有しており、当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する監督・助言をいただくことにより当社取締役会の機能強化が図れることを期待して社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三吉 暹氏、橋本法知氏、吉田 守氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三吉 暹氏、橋本法知氏、吉田 守氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、3名の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって三吉 暹氏が10年、橋本法知氏が6年、吉田 守氏が1年となります
4. 当社は三吉 暹氏、橋本法知氏、吉田 守氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、3名の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
6. 三吉 暹氏、橋本法知氏、吉田 守氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。なお、3名の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 吉田 守氏は、2024年6月26日以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。
8. 各候補者の所有する株式の数は、2024年10月1日付で実施した株式分割後の当期末（2025年3月31日付）現在のものを記載しております。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名／候補者属性	当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	かわむら えいじ 川村 英治 新任	常勤監査役	17回／17回 (100%)	16回／16回 (100%)
2	きつない すずむ 橘内 進 新任 社外 独立	社外監査役	17回／17回 (100%)	15回／16回 (93.8%)
3	さと う よういち 佐藤 陽一 新任 社外 独立	社外監査役	17回／17回 (100%)	16回／16回 (100%)
4	おおやなぎ きょうこ 大柳 京子 新任 社外 独立	社外監査役	17回／17回 (100%)	16回／16回 (100%)

新任

…新任取締役候補者

社外

…社外取締役候補者

独立

…東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かわ むら えい じ
川 村 英 治

生年月日 1955年8月14日

新任



所有する当社株式の数
81,644株

在任年数
一年

取締役会出席状況
17/17回 (100%)

監査役会出席状況
16/16回 (100%)

略歴、当社における地位

1979年3月 当社入社
1985年12月 TAXAN (U.K.) LTD.代表取締役社長
1993年4月 第二営業本部海外営業部部長
2003年5月 加賀ソルネット株式会社代表取締役社長
2005年4月 執行役員経理部長兼情報システム室長
2012年4月 執行役員管理本部長
2012年6月 取締役管理本部長兼経理部長
2015年4月 取締役管理本部長
2015年6月 常務取締役管理本部長
2022年4月 取締役 常務執行役員 管理本部長
2023年4月 取締役 常務執行役員
2023年6月 常勤監査役 (現任)

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

入社より営業部門、管理部門に携わったほか、国内・海外連結子会社の代表取締役社長を務めるなど、当社グループ業務につき幅広い知見と見識を有していることから、監査等委員として当社の業務執行全般の監査・監督を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

きつ ない すすむ
橘 内 進

生年月日 1974年6月26日

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
4,300株

在任年数
一年

取締役会出席状況
17/17回 (100%)

監査役会出席状況
15/16回 (93.8%)

略歴、当社における地位

1997年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所入所
2002年10月 橘内公認会計士事務所開設 代表 (現任)
2004年9月 Asia Alliance Partner Co.,Ltd.設立 代表取締役 (現任)
2018年6月 当社社外監査役 (現任)
2022年3月 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

橘内公認会計士事務所 代表
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. 代表取締役
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営や公認会計士として豊富な知識、経験を有しており、財務および会計などに関する専門的見地からの多角的な視点で、監査等委員として当社の業務執行全般の監査・監督を適切に遂行することを期待して、企業の健全性を確保するため社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さ　　とう　　よう　　いち
佐　　藤　　陽　　一

生年月日　1951年7月29日

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
一株

在任年数
一年

取締役会出席状況
17／17回（100％）

監査役会出席状況
16／16回（100％）

略歴、当社における地位

1977年 4 月　東京地方裁判所判事補
1989年 4 月　東京地方裁判所判事
1996年 4 月　東京高等裁判所判事
2016年 8 月　弁護士登録
 アルファパートナーズ法律事務所入所（現任）
2018年 6 月　当社社外監査役（現任）
2021年11月　ブイグ・アジア株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

アルファパートナーズ法律事務所 弁護士（オブ・カウンセル）
ブイグ・アジア株式会社監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

判事および弁護士として長年培われた高度な法律知識を有しており、法務に関する専門の見地からの多角的な視点で、監査等委員として当社の業務執行全般の監査・監督を適切に遂行することを期待して、企業の健全性を確保するため社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

4

おお　　やなぎ　　きょう　　こ
大　　柳　　京　　子

生年月日　1978年9月11日

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
一株

在任年数
一年

取締役会出席状況
17／17回（100％）

監査役会出席状況
16／16回（100％）

略歴、当社における地位

2002年 4 月　株式会社産研アウトソーシング入社
2004年 1 月　須賀田労務管理事務所（現社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス）入社
2005年11月　社会保険労務士登録
2006年 4 月　厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会専務理事
2016年 4 月　社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス代表（現任）
2020年 4 月　厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会理事長（現任）
2023年 6 月　当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス 代表
厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会理事長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社会保険労務士として豊富な知識、経験を有しており、働き方改革や人的資本への投資および女性活躍推進などに関する専門の見地からの多角的な視点で、監査等委員として当社の業務執行全般の監査・監督を適切に遂行することを期待して、企業の健全性を確保するため社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 橘内 進氏、佐藤陽一氏、大柳京子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 橘内 進氏、佐藤陽一氏、大柳京子氏は、現在、当社の社外監査役であります。3名の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって橘内 進氏が7年、佐藤陽一氏が7年、大柳京子氏が2年となります。
4. 当社は、橘内 進氏、佐藤陽一氏、大柳京子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、3名の選任が承認された場合には、新たに同内容の契約を締結する予定であります。また、川村英治氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
6. 橘内 進氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。なお、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 佐藤陽一氏は、アルファパートナーズ法律事務所の弁護士（オブ・カウンセル）を兼務しております。当社はアルファパートナーズ法律事務所パートナー弁護士との間で顧問弁護士契約を締結しておりますが、同氏は同事務所パートナー弁護士ではなく、同事務所の経営および実務には関与していないことから、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。なお、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 大柳京子氏は、社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス代表であり、当社は同事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、当社グループとの取引において、支払額または受取額は連結売上高の3%未満と僅少であります。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、独立役員として届け出ております。なお、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 各候補者の所有する株式の数は、2024年10月1日付で実施した株式分割後の当期末（2025年3月31日付）現在のものを記載しております。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年6月29日開催の第54回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（うち、社外取締役分100百万円以内）とご承認いただき、今日に至っております。今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の状況や、事業の拡大を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、年額1,200百万円以内（うち社外取締役分200百万円以内）とさせていただきたいと存じます。本議案の内容については、当社の事業規模や取締役の報酬体系および水準等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めておりますが、本議案は当該方針に沿うものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行にともない、経済情勢等諸般の状況を鑑み、事業の拡大を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案の内容については、当社の事業規模や取締役の報酬体系および水準等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本議案に係る監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月29日開催の第54回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）に改定することをご承認いただき、2018年6月28日開催の第50回定時株主総会において、上記の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式報酬について、年額100百万円として、ご承認をいただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これにともない、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」における報酬等の額とは別枠として、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

本制度は、対象取締役に対し、当社の持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与するとともに当社の株式保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを企図したものです。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額300百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な支払時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役および社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年240,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考) **第3号および第4号議案承認後の役員体制一覧**
および取締役・監査等委員である取締役の専門性

当社は、「すべてはお客様のために」の経営理念に基づき、取締役会および監査等委員会に求められる機能、経営戦略との整合性や事業領域の観点からスキルを設定しており、スキルを保有する取締役・監査等委員である取締役をバランスよく確保できるように努めております。

			取締役・監査等委員である取締役の専門性							
氏 名			 企業経営	 グローバル	 営業・マーケティング	 法務・リスク管理・コンプライアンス	 財務・会計	 人事・人財開発	 技術・製造	 IT・デジタル
取締役	つかもと いさお 塚本 勲		○	○	○		○			
	かど りょういち 門 良一		○	○	○			○		
	つかもと たけし 塚本 剛		○	○	○				○	
	いしはら やすひろ 石原 康広					○	○	○		○
	こうじたに ひ と し 糀谷 仁志		○		○					○
	み よ し すすむ 三吉 暹	社外 独立	○		○	○	○			
	はしもと のりとも 橋本 法知	社外 独立	○			○		○	○	
	よしだ まもる 吉田 守	社外 独立	○	○					○	○
取締役（監査等委員）	かわむら えいじ 川村 英治			○			○	○		○
	きつない すすむ 橋内 進	社外 独立	○	○			○			
	さとう よういち 佐藤 陽一	社外 独立				○		○		
	おおやなぎ きょうこ 大柳 京子	社外 独立	○			○		○		

※各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

(ご参考) 取締役会、指名・報酬委員会の状況

取締役・監査等委員である取締役の専門性、経験



企業経営

9名



グローバル

6名



営業・
マーケティング

5名



法務・リスク管理・
コンプライアンス

5名



財務・会計

5名



人事・人財開発

6名



技術・製造

3名



IT・デジタル

4名

取締役の独立性

独立
社外取締役

6 / 12 名

社外取締役



社内取締役



● 監査等委員である取締役

指名・報酬委員会の独立性

独立
社外取締役

3 / 5 名

社外取締役



委員長

社内取締役

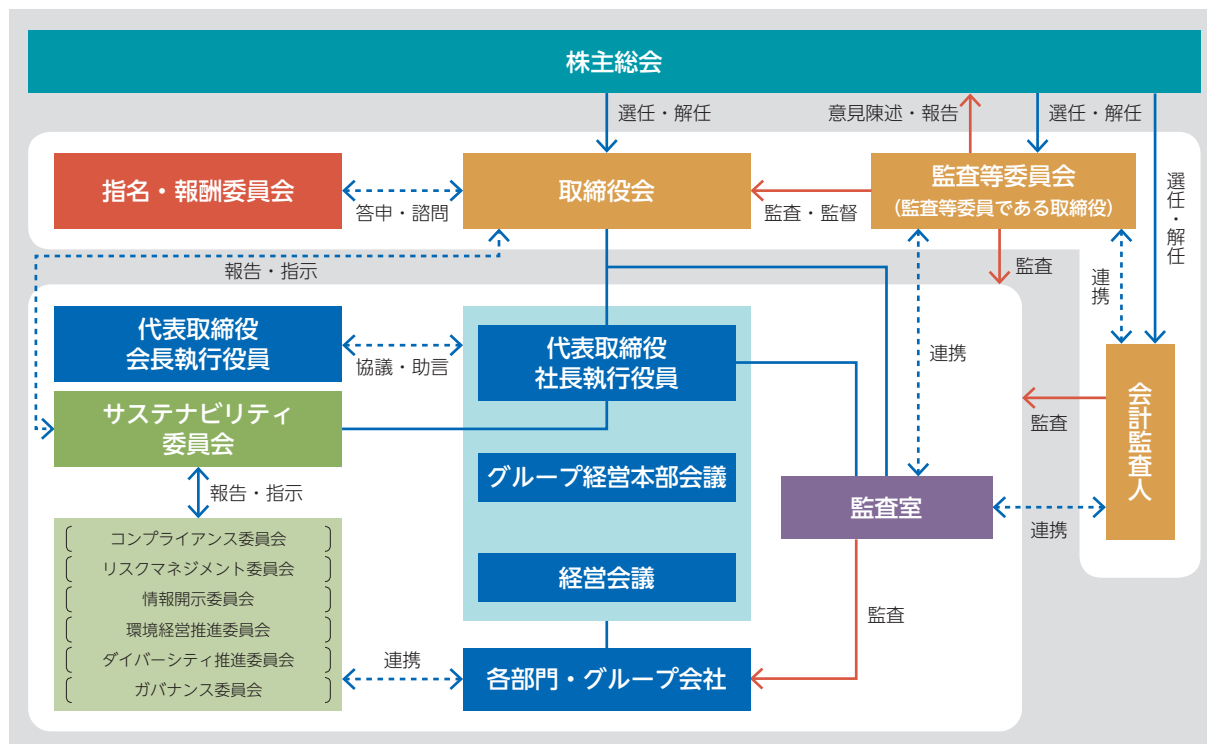


(ご参考) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と体制 (第57回定時株主総会后)

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と認識し、企業倫理と法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本の方針・目的としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。また、コーポレート・ガバナンスの重要性に鑑み、サステナビリティ委員会、指名・報酬委員会を設置し、体制強化を図っています。

当社は第57回定時株主総会終了後に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する予定です。取締役会、指名・報酬委員会、監査等委員会、会計監査人との連携によるコーポレート・ガバナンス体制を採用し、経営に関する意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を促進しそれぞれの役割を明確化することで、取締役会機能および業務執行機能の強化を図りつつ、外部環境の変化に迅速に対応できる体制を構築します。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、各取締役の職務執行の状況を監督しています。取締役の人数は社外取締役6名を含めた12名となる予定であり、十分な議論を行い的確かつ迅速な意思決定ができる体制を整えます。また、当社は雇用型執行役員制度を導入しており、コーポレート・ガバナンスの更なる向上のため2022年4月1日より委任型執行役員制度を導入しました。なお、監査等委員会は、監査等委員である取締役4名体制（うち、社外取締役3名）となる予定であり、監査等委員である取締役は、社内の重要会議にも積極的に参加するなど執務を行います。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下の通りです。



指名・報酬委員会

当社では、指名・報酬委員会を設置し、取締役、監査等委員である取締役、委任型執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ります。

監査室

当社では、監査室を設置しており、監査等委員である取締役と連携のもと内部監査を実施予定です。監査計画について監査等委員である取締役と監査室が事前に協議するとともに、監査結果については、監査室が監査等委員である取締役に定期的に報告を行う体制を整えます。また、監査等委員である取締役が必要に応じ、監査室に対して報告を求めるなど随時連携を図ります。

サステナビリティ委員会

当社では、代表取締役 社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、その直下にコンプライアンス、リスクマネジメント、情報開示、環境経営推進、ダイバーシティ推進、ガバナンスの各専門委員会を配して、グループ横断的にCSRならびにサステナビリティを推進する体制を敷いています。また、ESG課題に対する方針や施策、目標の策定、進捗状況のモニタリング等も行っております。

社外役員について

当社は、社外取締役を6名（うち、監査等委員である取締役3名）選任予定です。社外取締役の選任については東京証券取引所の独立性基準を参考にし、当社と特別な利害関係がないことや、企業経営において豊富な経験と幅広い見識を保有していることを要件としています。また、監査等委員である取締役については高いレベルの専門知識や業務執行者からの独立性を要件としています。

当社では、取締役会事務局を設け、取締役会の審議事項に関する資料を、取締役会の開催に先立って、社外取締役を含む全役員に配布しています。社外役員には必要に応じて補足説明を行うなど十分な事前情報の伝達により、取締役会における活発な議論を後押ししています。また、翌事業年度における定時の取締役会の開催日程については、毎事業年度末までに設定し、社外役員を含む全役員に周知し、出席率の向上に努めています。

〔社外役員の独立性についての当社の考え方〕

- ・当社は、会社法上の要件に加え東京証券取引所が定める独立性の判断要素に基づいた「社外役員の資格要件」（注）を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届出をしております。
- ・社外役員全員を独立役員とすることについては、「社外役員の資格要件」が社外役員の独立性の判断基準として問題ないことを確認し、取締役会において決議しております。

（注）「社外役員の資格要件」

- ・社外役員新任候補者および本人が帰属する企業・団体と当社グループの間に下記の資格要件を設ける。
 1. 取締役候補者に指名される前5年間、当社グループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと
 2. 当社グループの大株主（総議決権の10%以上の株式を保有するもの）、若しくは当社グループの大株主が法人である場合には、当該大株主の取締役・監査役・執行役・執行役員又は社員でないこと
 3. 当社グループの主要な取引先企業（*）の取締役・監査役・執行役・執行役員又は社員でないこと
（*）主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の連結売上高の3%以上を占めている企業
 4. 当社グループから取締役・監査役報酬以外に、本人が年間10百万円以上の報酬を受領しないこと
 5. 当社グループの取締役・監査役又は執行役員と親族関係（二親等以内）にないこと
 6. 当社グループとの間で、取締役・監査役・執行役・執行役員を相互に派遣していないこと
 7. その他当社グループとの間に利害関係を有し、社外取締役・社外監査役として職務を遂行する上で独立性に疑いがない場合

以 上

[MEMO]

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況

当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は個人消費の改善等を背景に堅調に推移しましたが、中国の景気減速ならびに欧州や中東での地政学的リスクもあり、総じて先行き不透明な状況となっております。一方、日本では、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資など前向きな動きは見られたものの、エネルギーや食料品など物価上昇を主因に個人消費が停滞するなど景気は緩やかな回復にとどまりました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界においては、自動車の電装化・電動化を背景に車載関連向け需要は堅調に推移し、産業機器や事務機器向けでは在庫調整緩和の動きが見られる一方、空調機器向けなど一部の分野では調整局面が長引きました。

このような経営環境の下、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、売上高は、電子部品事業において在庫調整の長期化や海外子会社の特定大口顧客向け取引終息による減収、また情報機器事業でも特定大口案件の一巡により伸び悩みましたが、ソフトウェア事業およびその他事業は堅調に推移したことにより、前期比微増の5,477億79百万円（前期比0.9%増）となりました。

売上総利益は、売上高が伸びない中で比較的好採算の製品の販売が伸長した一方、低採算であった大口取引が終息するなど販売ミックスの良化もあり、716億65百万円（前期比1.7%増）と僅かながら増益となり、売上総利益率も0.1ポイント改善しました

営業利益は、当期に実施した賃上げによる人件費の増加や物流コスト上昇の影響などにより、販売費及び一般管理費が増加し、236億1百万円（前期比8.7%減）、経常利益は、為替変動にともなう為替差損の増加などにより、225億93百万円（前期比13.0%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前年に計上した投資有価証券売却益（14億20百万円）や負ののれん発生益（4億81百万円）の剥落などにより、170億83百万円（前期比16.0%減）となりました。

(連結業績)

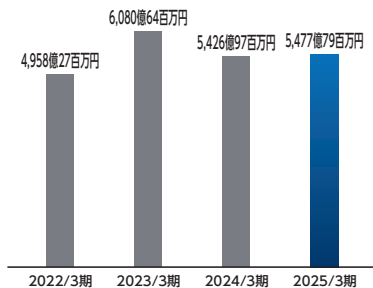
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
5,477億79百万円	236億1百万円	225億93百万円	170億83百万円
前期比 0.9%増 ↗	前期比 8.7%減 ↘	前期比 13.0%減 ↘	前期比 16.0%減 ↘

② 直前3事業年度の財産および損益の状況

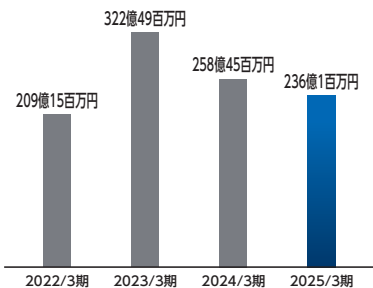
区 分		2022/3期	2023/3期	2024/3期	2025/3期
売上高	(百万円)	495,827	608,064	542,697	547,779
営業利益	(百万円)	20,915	32,249	25,845	23,601
経常利益	(百万円)	21,456	32,739	25,976	22,593
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	15,401	23,070	20,345	17,083
ROE	(%)	15.7	19.6	14.5	10.8
総資産	(百万円)	272,139	286,217	286,792	305,671
純資産	(百万円)	105,800	129,737	151,231	166,379
1株当たり当期純利益	(円 銭)	288円23銭	439円32銭	387円30銭	325円8 銭
1株当たり純資産額	(円 銭)	2,013円11銭	2,467円68銭	2,871円11銭	3,162円68銭
自己資本比率	(%)	38.8	45.3	52.6	54.4

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算定しております。

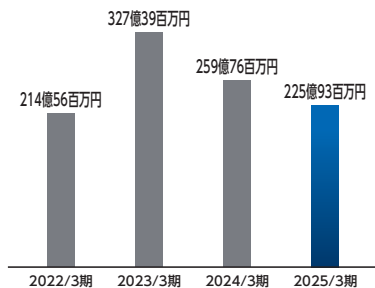
売上高



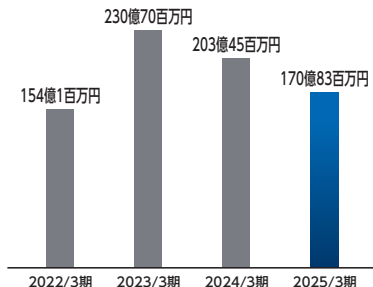
営業利益



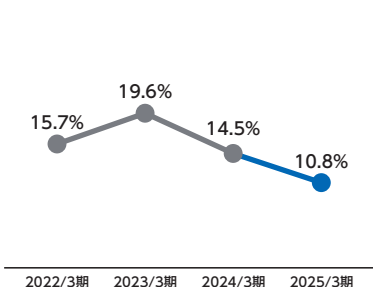
経常利益



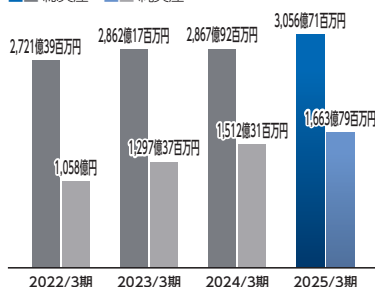
親会社株主に帰属する当期純利益



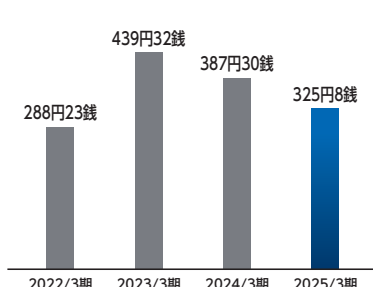
自己資本利益率 (ROE)



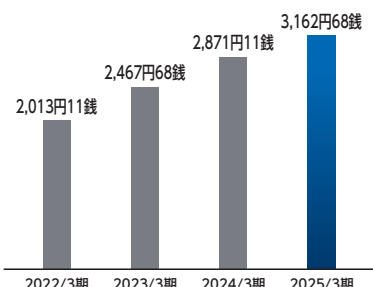
総資産/純資産



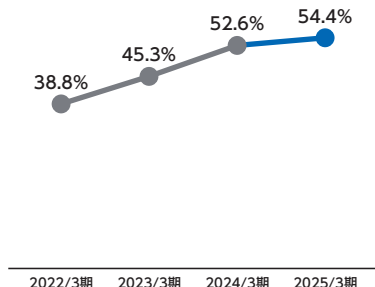
1株当たり当期純利益



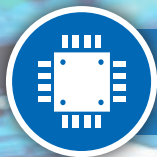
1株当たり純資産額



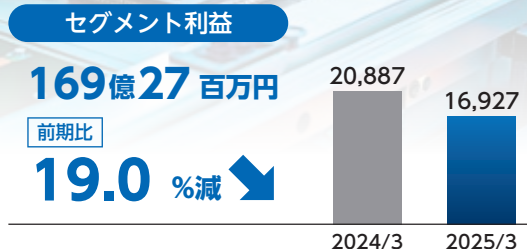
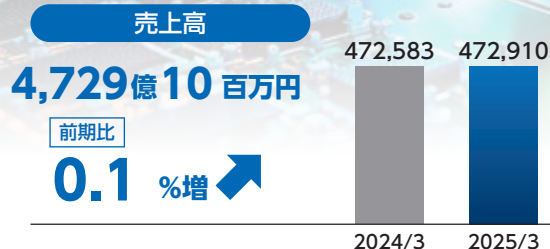
自己資本比率



(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算出しております。



電子部品事業



事業内容

半導体、一般電子部品、EMS^(注1)などの開発・製造・販売など

当事業では、部品販売ビジネスは、主要顧客における在庫調整の影響が長引く中、加賀FEI株式会社におけるSoC^(注2)製品の販売伸び悩み、株式会社エクセルの海外子会社における特定大口顧客向け取引の終息などにより減収となりました。EMSビジネスでは、車載向けおよび医療向けが堅調に推移し、産業機器向けが回復したこと、在庫調整局面にあった空調機器向けも第2四半期からの緩やかな回復傾向が持続し、増収となりました。

これらの結果、売上高は4,729億10百万円（前期比0.1%増）、セグメント利益は169億27百万円（前期比19.0%減）となりました。

（注1） Electronics Manufacturing Serviceの略語。製品の開発・生産を受託するサービス。

（注2） System on a Chipの略語。ある装置やシステムの動作に必要な機能のすべてを、一つの半導体チップに実装する設計手法。





情報機器事業



事業内容

パソコン、PC周辺機器、各種家電、写真・映像関連商品
およびオリジナルブランド商品など完成品の販売など

当事業では、パソコン販売ビジネスは、教育機関向けは好調を維持しましたが、量販店向けは主要PCメーカーにおける商品ラインナップ減少の影響を受け低調に推移しました。加えて、LED設置ビジネスは前々期より本格展開していた大口案件が一巡したことにより売上高は減少しました。一方、比較的採算性の高いセキュリティソフトの販売が好調であったことから利益率は向上し、売上高は伸びない中で増益を確保しました。

これらの結果、売上高は426億52百万円（前期比3.7%減）、セグメント利益は33億7百万円（前期比13.1%増）となりました。





ソフトウェア事業

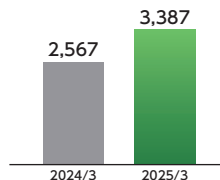
事業内容

CG 映像制作、アミューズメント関連商品の企画・開発など

当事業では、CG映像制作の受注が好調に推移し、売上高は33億87百万円（前期比31.9%増）、セグメント利益は5億9百万円（前期比37.8%増）となりました。

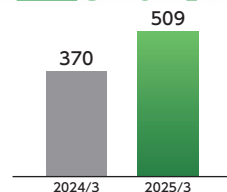
売上高

33億87百万円
前期比 31.9%増



セグメント利益

5億9百万円
前期比 37.8%増



その他事業

事業内容

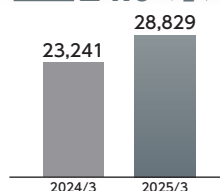
エレクトロニクス機器の修理・サポート、アミューズメント機器の製造・販売、スポーツ用品の販売など

当事業では、PC製品およびPC周辺機器のリサイクルビジネスは堅調に推移しました。また、大型遊戯施設向けに機器・サービスを提供するアミューズメント機器ビジネスは、米国向け販売が好調に推移しました。

これらの結果、売上高は288億29百万円（前期比24.0%増）、セグメント利益は27億7百万円（前期比74.0%増）となりました。

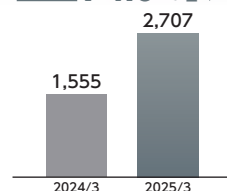
売上高

288億29百万円
前期比 24.0%増



セグメント利益

27億7百万円
前期比 74.0%増



- ③ 設備投資の状況
当連結会計年度において実施した設備投資額は、52億45百万円（有形固定資産取得価額ベース）であり、その主な内容は、海外製造拠点の設備増強などによるものであります。
- ④ 資金調達の状況
当連結会計年度における資金調達に特筆すべき事項は無く、長期借入を中心に返済が進みました。取引金融機関と総額150億円の貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
該当事項はありません。

重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

直接所有子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
加賀テック株式会社	60,000千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀デバイス株式会社	395,200千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀ソルネット株式会社	310,000千円	100.0%	コンピュータネットワークシステムの開発・設計・施工・保守および情報機器・ソフトウェア・感光材料・光学機器等の販売
株式会社エー・ディーデバイス	301,200千円	96.7%	電子部品・電子機器等の販売
加賀マイクロソリューション株式会社	300,050千円	100.0%	コンピュータ・コンピュータ周辺機器・電気機器等の開発・製造・販売およびリサイクル事業
株式会社デジタル・メディア・ラボ	106,000千円	100.0%	コンピュータグラフィックの企画・開発および販売
加賀スポーツ株式会社	50,000千円	100.0%	スポーツ用品等の製造、卸売および販売
加賀アミューズメント株式会社	50,000千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀テクノサービス株式会社	42,000千円	100.0%	電気・電気通信設備工事業・内装工事業
加賀 F E I 株式会社	4,877,683千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀 E M S 十和田株式会社	30,000千円	100.0%	車載用電子機器、医療機器の基板実装および組立て
株式会社エクセル	400,000千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
旭東電気株式会社	99,000千円	100.0%	電子機器・電気機器等の製造および販売
加賀エアロシステム株式会社	99,000千円	100.0%	航空機及び関連部品の輸出入・販売・賃貸

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
KAGA(H.K.)ELECTRONICS LIMITED	2,580千米ドル	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KAGA(SINGAPORE)ELECTRONICS PTE LTD	943千米ドル	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KAGA(TAIWAN)ELECTRONICS CO.,LTD.	50,000千台湾ドル	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀電子（上海）有限公司	15,017千元	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
KAGA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED	102,000千タイバーツ	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
KAGA(EUROPE)ELECTRONICS LTD.	600千ポンド	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KD TEC s.r.o.	12,000千コルナ	100.0%	電気・電子ユニットの組立、電子部品の販売など
TAXAN MEXICO S.A. DE C.V.	1,088,735千メキシコペソ	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
KD TEC TURKEY ELECTRONIK SANAYI VE TICARET LIMITED SIRKETI	308,209千トルコリラ	100.0%	電気・電子ユニットの組立、電子部品の販売など
KAGA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	239,000千ルピー	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
KAGA COMPONENTS (MALAYSIA)SDN.BHD.	7,000千リンギット	100.0%	電気機器等の製造および販売
KAGA ELECTRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.	253,632百万ベトナムドン	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売

(注) 1. 当社グループの2025年3月31日現在の連結対象子会社は、60社（国内19社、海外41社）、うち直接所有子会社28社、間接所有子会社32社となります。
2. 上記の他、出資組合2社を直接所有子会社としています。

主要な事業拠点（2025年4月1日現在）

国内ネットワーク

● 電子部品事業 ● 情報機器事業 ● ソフトウェア事業 ● その他事業



加賀電子 本社



1 青森

- 加賀EMS十和田(株) 本社・第二工場

2 宮城

- 加賀電子(株) 仙台営業所
- 加賀テクノサービス(株) 仙台事務所

3 山形

- 加賀マイクロソリューション(株) 山形事業所

4 福島

- 加賀マイクロソリューション(株) 福島事業所

5 新潟

- 加賀電子(株) 新潟営業所
- 加賀FEI(株) 長岡営業所

6 群馬

- 加賀FEI(株) 高崎開発センター

7 茨城

- 加賀FEI(株) 取手営業所
- (株)エクセル 水戸営業所

国内グループ会社



加賀電子
本社別館



加賀電子
関西営業所



加賀電子
名古屋営業所



加賀FEI

国内自社工場



加賀マイクロソリューション
福島工場



加賀EMS
十和田

8 埼玉

- 加賀電子(株) 北関東営業所
- 加賀FEI(株) 大宮オフィス
- 加賀マイクロソリューション(株) 東京事業所

9 東京

- 加賀電子(株) 本社（東京都千代田区）
- 加賀テック(株) 本社
- 加賀デバイス(株) 本社
- (株)イー・ディーデバイス 本社
- 加賀マイクロソリューション(株) 本社
- 加賀スポーツ(株) 本社
- (株)エクセル 本社
- 加賀テクノサービス(株) 本社（墨田区）
- (株)ドリームス 本社（品川区）
- 旭東電気(株) 東京営業所（千代田区）

- 加賀電子(株) 本社別館（東京都中央区）

- 加賀ソルネット(株) 本社
- (株)デジタル・メディア・ラボ 本社
- 加賀アミューズメント(株) 本社
- (株)アクセスゲームズ 本社

10 神奈川

- 加賀電子(株) 新横浜営業所
- 加賀FEI(株) 本社
- NVデバイス(株) 本社

11 長野

- 加賀FEI(株) 松本営業所/須坂営業所
- (株)エクセル 松本営業所

12 石川

- 加賀電子(株) 北陸営業所
- 加賀FEI(株) 金沢営業所
- (株)イー・ディーデバイス 北陸営業所
- (株)デジタル・メディア・ラボ 金沢オフィス

13 静岡

- 加賀電子(株) 浜松営業所/加賀電子(株) 静岡オフィス
- 加賀FEI(株) 静岡営業所
- (株)エクセル 沼津営業所

14 愛知

- 加賀電子(株) 名古屋営業所
- 加賀FEI(株) 名古屋オフィス/三河オフィス
- (株)イー・ディーデバイス 中部営業部
- 加賀スポーツ(株) 中部販売課
- (株)エクセル 名古屋営業所

15 大阪

- 加賀電子(株) 関西営業所
- 加賀FEI(株) 大阪オフィス
- 加賀デバイス(株) 大阪オフィス
- 加賀ソルネット(株) 大阪オフィス
- (株)イー・ディーデバイス 大阪営業部
- (株)デジタル・メディア・ラボ 大阪オフィス
- 加賀スポーツ(株) 卸販売部
- (株)アクセスゲームズ 開発部
- 加賀テクノサービス(株) 関西営業所
- (株)エクセル 大阪営業所
- 旭東電気(株) 本社

16 和歌山

- 加賀エアロシステム(株)

17 鳥取

- 旭東電気(株) 八橋・浦安・中山工場

18 広島

- 加賀電子(株) 福山営業所

19 福岡

- 加賀電子(株) 福岡営業所
- 加賀FEI(株) 福岡営業所

20 熊本

- 加賀電子(株) 熊本営業所

海外ネットワーク

● 電子部品事業 ● 情報機器事業 ● ソフトウェア事業 ● その他事業

欧州

- 1 ● KD TEC s.r.o.
- 2 ● KD TEC TURKEY ELEKTRONIK SANAYI VE TICARET LIMITED SIRKETI
- 3 ● KAGA FEI EUROPE GmbH
- 4 ● Canderla GmbH.

アセアン・アジア

- 5 ● KAGA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED
● AD DEVICE (Thailand) CO.,LTD.
● EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD.
- 6 ● KAGA COMPONENTS (MALAYSIA) SDN.BHD.
● KAGA AMUSEMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.
- 7 ● PT.KAGA ELECTRONICS INDONESIA
- 8 ● KAGA ELECTRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.
- 9 ● KAGA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED
- 10 ● KAGA DEVICES INDIA PRIVATE LIMITED
- 11 ● KAGA (SINGAPORE) ELECTRONICS PTE.LTD.
- 12 ● KAGA FEI KOREA Ltd.

海外グループ会社



KAGA (SINGAPORE) KAGA (H.K.) KAGA (TAIWAN) 加賀電子 (上海)



KAGA FEI AMERICA シカゴ事務所 KAGA FEI AMERICA KAGA FEI EUROPE KAGA FEI (Dalian)

海外自社工場



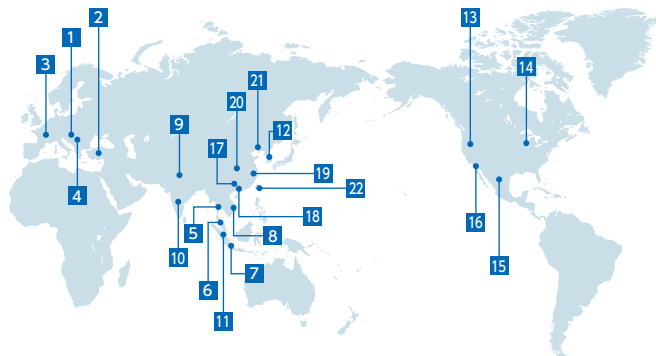
加賀沢山電子 (蘇州) TAXAN MEXICO KD TEC *チェコ KD TEC TURKEY

米州

- 13 ● KAGA FEI AMERICA, Inc.
- 14 ● KAGA FEI AMERICA, Inc. Mid-West Office
- 15 ● TAXAN MEXICO S.A.de C.V.
● TAXAN-SWE MEXICO MANUFACTURING, S. DE R.L. DE C.V.
- 16 ● KAGA AMUSEMENT AMERICA, INC.

中国・香港・台湾

- 17 ● 港加賀電子 (深圳) 有限公司
● 加賀貿易 (深圳) 有限公司
● 卓英電子貿易 (深圳) 有限公司
- 18 ● KAGA (H.K.) ELECTRONICS LIMITED
● KAGA DEVICES (H.K) LIMITED
● AD DEVICE (H.K.) LIMITED
● KAGA FEI ELECTRONICS PACIFIC ASIA LIMITED
● 卓華電子 (香港) 有限公司
- 19 ● 加賀電子 (上海) 有限公司
● 加賀沢山電子 (蘇州) 有限公司
● 蘇州沢山加賀貿易有限公司
● 加賀電子科技 (蘇州) 有限公司
● AD DEVICE (SHANGHAI) CO.,LTD.
● KAGA FEI ELECTRONICS (Shanghai)Co.,Ltd.
● 卓英國際貿易 (上海) 有限公司
- 20 ● 湖北加賀電子有限公司
- 21 ● KAGA FEI ELECTRONICS (Dalian) Software Limited
- 22 ● KAGA (TAIWAN) ELECTRONICS CO.,LTD.
● 曄華企業股份有限公司



対処すべき課題

中期経営計画

1.「中期経営計画2024」の振り返り

2022年4月より始動し、当連結会計年度が最終年度となる「中期経営計画 2024(2022-2024)」の成果につきまして、「経営数値」および「経営施策」に関してご報告させていただきます。

<定量目標>

2021年11月に公表しました「中期経営計画 2024」最終年度（2024年度）の経営目標につきましては、計画初年度であった2022年度については、新規M&A目標を除き、「売上高」、「営業利益」ならびに「ROE」のすべてのKPIにおいて、2年前倒しで達成しました。この好調な初年度の成果を踏まえ、最終年度の業績見通しをアップデートし、2023年5月に「最新見通し」として公表しました。

しかしながら、その後の想定外の在庫調整の長期化や賃上げなどの影響もあり、計画最終年度となる2024年度（2025年3月期）は「売上高5,477億円、営業利益236億円」となり、「最新見通し」には及びませんでした。

一方、ROEは、計画期間中は安定して「10%以上」の水準で推移しました。

	経営目標 2021/11/25公表	初年度実績 (2022年度) 2023/5/11公表	経営目標 最新見通し 同左	2年目実績 (2023年度) 2024/5/9公表	最終年度実績 (2024年度) 2025/5/14公表
売上高	7,500億円 自律成長:6,000億円 M&A:1,500億円	6,080億円	変更なし	5,426億円	5,477億円
営業利益	200億円	322億円	300億円以上	258億円	236億円
ROE	安定的に 8.5%以上	19.6%	安定的に 10%以上	14.5%	10.8%

<定性目標>

当社グループは、「中期経営計画 2024」で定めた4つの基本方針に沿って、これまでの3事業年度を通して、様々な経営施策に取り組んでまいりました。

まず、「更なる収益力の向上」につきましては、EMSビジネスにおいて、マレーシア、トルコ、メキシコの各工場を移転・拡張し、生産能力増強に積極的に取り組みました。

次に、「経営基盤の高度化」では、基幹システム入れ替えやSFAツールの導入などデジタル技術を活用したDX化を推進しました。また、インフレ手当支給や賃上げ実施の他、男性育児特別休暇制度の新設など、人的資本への投資に取り組みました。

「SDGs経営の推進」につきましては、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）の経営課題にも積極的に取り組みました。

「新規事業の創出」に関しては、小型無線モジュールビジネスを事業譲受したほか、ベンチャー企業への投資を11件実行したものの、大型M&Aの案件は本計画期間中に実現には至りませんでした。

	重点課題	主な成果
更なる収益力の向上	■ 成長分野への選択と集中 ■ EMSビジネス、海外ビジネスの強化・拡大	■ マレーシア工場を移転・拡張（22年10月） ■ トルコ工場を移転・拡張（23年6月） ■ メキシコ工場を移転・拡張（24年4月）
経営基盤の高度化	■ コーポレート・ガバナンスの強化 ■ 効率的なグループ経営 ■ 人的資本への投資	■ DX投資：SFA（22年8月）、SAP（23年4月） ■ インフレ手当（23年3月）、賃上げ実施（24年4月） ■ 男性育児特別休暇制度を新設（24年4月）
新規事業の創出	■ 新規分野への取り組み ■ CVCによるオープンイノベーション推進	■ M&A：太陽誘電小型無線モジュール事業など4件 ■ ベンチャー企業への出資：8億円/11社
SDGs経営の推進	■ ESG経営課題への対応	■ 環境：国内外6工場にて太陽光発電設備導入 ■ 社会：健康経営優良法人に認定 ■ 統治：取締役会スリム化、女性監査役選任（23年6月）

2. 「中期経営計画2027」：コンセプト

当社は、「中期経営計画 2024」での成果と課題を踏まえ、次代に向けた当社グループの持続的成長の指針として、2025年度（2026年3月期）から2027年度（2028年3月期）までの3ヶ年の経営計画「中期経営計画 2027(2025-2027)」を、2024年11月6日に公表しました。新中計では、当社が創業60周年を迎える2028年度（2029年3月期）には、「売上高1兆円企業」の実現を見据えた長期構想の下、前中計で掲げた“グローバル競争に勝ち残る世界に通用する企業”、“我が国業界No.1企業”の「経営ビジョン」を継承しております。



3. 「中期経営計画2027」：概要

①基本方針 ～重点施策とアクションプラン～

新中計は、「収益性と資本効率を重視した経営により、企業価値を高める」ことを基本方針とし、以下の重点施策を定めました。

一つ目の「更なる収益力の向上」につきましては、中核事業の拡大に加えて、M&Aへの挑戦と新規事業の創出に取り組んでまいります。

次の「経営基盤の高度化」では、戦略的な資本政策を実行すべく、キャッシュアロケーションの考え方を明らかにするとともに、株主還元方針についても見直しました。

最後の「SDGs 経営の推進」につきましては、2021年11月に策定しましたサステナビリティ中長期経営計画に基づき、ESGに関連する経営課題への対応を加速してまいります。

基本方針		収益性と資本効率を重視した経営により、企業価値を高める
重点施策		主なアクションプラン
更なる収益力の向上	中核事業の拡大	■ 事業ポートフォリオマネジメントの実践
	M&Aへの挑戦	■ 「2028年度1兆円」に向けて、次期中計期間中に1,000億円超の新たな事業収益を獲得
	新規事業の創出	■ 「営業企画室」を新設し、「エネルギー」「インフラ」「交通」「環境」を重点テーマとして新規事業を探索
経営基盤の高度化	資本戦略の実践	■ 戦略的なキャッシュアロケーションと積極的な株主還元
	人的資本への投資	■ 人事諸制度の改革（海外人材育成、人材多様化促進、など）
SDGs経営の推進	ESG経営課題への対応加速	■ 環境：カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー100%化推進 ■ 社会：女性活躍推進、働き方改革、従業員エンゲージメント ■ 統治：「女性取締役」「監査等委員会設置会社」の早期実現

②経営目標 ～自立成長＋新規M&Aで持続的な成長を実現～

新中計における経営目標につきましては、2028年度「売上高1兆円」を見据え、計画最終年度となる2027年度に「売上高8,000億円以上」、「営業利益360億円以上」としました。このうち、オーガニック成長による目標は、「売上高7,000億円以上」、「営業利益350億円以上」としております。営業利益率は、厳しい事業環境が想定されますが、5.0%を確保することを目標とします。なお、2025年3月期実績からの年平均成長率（CAGR）は、売上高で8.5%、営業利益で14.0%となります。

また、「資本効率重視」の基本方針に則り、ROEの最終年度目標は、現状の株主資本コスト10%を意識し、「12.0%以上」としました。

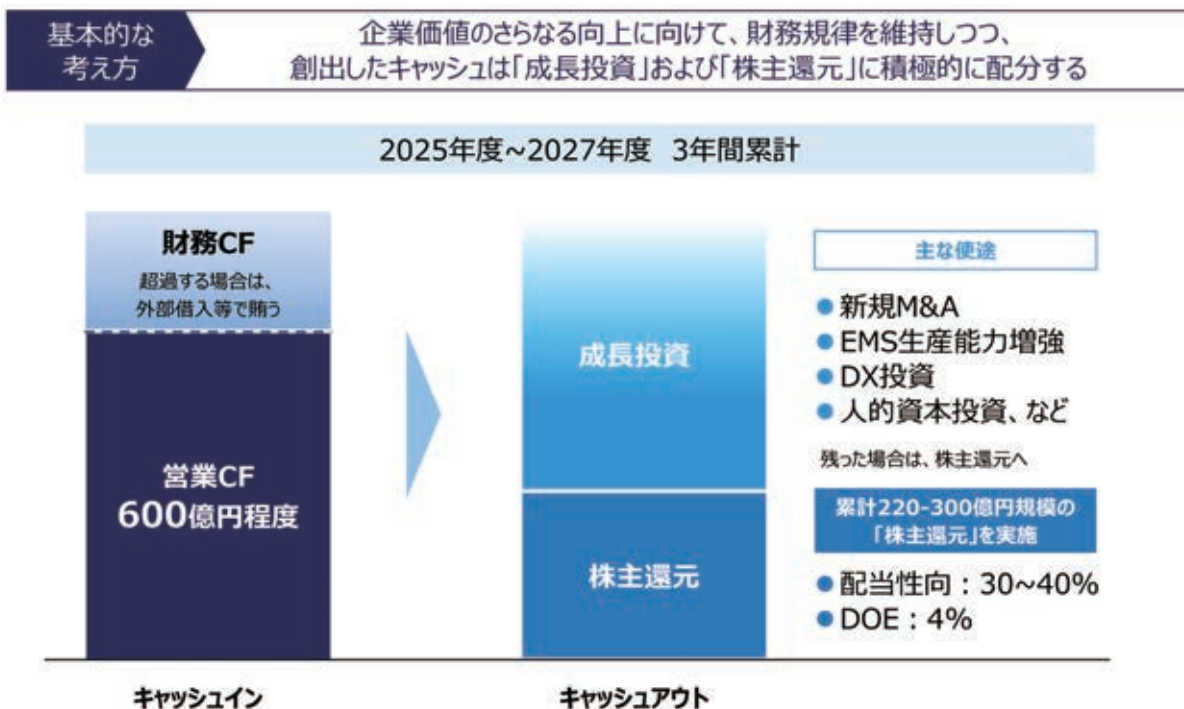
		前中計最終年度 (2024年度実績)	新中計最終年度 (2027年度目標)	CAGR
1兆円を視野に 3年後に目指す 経営目標	売上高		8,000億円以上	
	営業利益		360億円以上	
オーガニック成長 による収益目標	売上高	5,477億円	7,000億円以上	8.5%
	営業利益 (営業利益率)	236億円 (4.3%)	350億円以上 (5.0%)	14.0%
資本効率性の 指標	ROE [参考:株主資本コスト]	10.8% [10%前後]	12.0%以上 [10%前後]	

③キャッシュロケーション

新中計では、企業価値の向上に向けて、財務規律を維持しつつ、創出したキャッシュは「成長投資」と「株主還元」に重点的に配分することを基本的な考え方としております。

この考えに基づき、新中計期間中の3カ年で獲得する営業キャッシュフローを600億円程度と見込み、その配分については、株主還元を220億円から300億円規模、新規M&AやEMS事業における生産能力増強など成長投資には300億円超を配分することを目安としております。

なお、M&Aは、案件によっては必要な資金量が大きくぶれる可能性がありますので、超過する場合は、外部借り入れで賄い、また、不要になった場合は株主還元で充当してまいります。



④株主還元方針

当社は、株主の皆様に対してより積極的に配当を実施する観点から、新中計期間中の目安を「連結配当性向 30～40%」に引き上げ、これにより中長期的な利益成長を通じた配当成長に努めてまいります。普通配当については、安定的かつ継続的な配当の目安として、「DOE 4.0%」を新たな指標としました。また、利益水準や資本効率性に応じた追加施策として、特別配当や自己株式取得を機動的に実施してまいります。



(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
配当金額は、分割日以前についても当該株式分割の影響を考慮した金額を記載しております。

4. サステナビリティ中長期経営計画

“世の中に役立つ企業”という普遍的な社会貢献を目指して

「サステナビリティ中期経営計画」の策定

当社は、2021年11月に、「サステナビリティ中長期経営計画」を策定し、「すべてはお客様のために」の経営理念のもと、「持続可能な社会の実現」と「持続的なグループの成長」の両立を目指したサステナビリティ経営を推進しております。その取り組みにあたっては、お客様、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の実現に積極的な役割を果たすとともに、企業価値の向上を目指します。

(1) サステナビリティ方針

①事業活動を通じて環境課題に取り組みます

事業活動を通じて、CO²排出量の削減、廃棄物の削減と再利用の推進に取り組むとともに、環境に配慮した製品およびサービスを提供することで、地球環境を大切にする社会の実現に貢献します。

②人権を尊重し、人財を育成します

性別や年齢、国籍や社会的身分、障がいの有無など個人の属性に関係なく、すべてのステークホルダーの人権を尊重します。また、多様な従業員が心身ともに安全且つ健康に働ける職場環境や個々の能力を最大限発揮できる人事制度・教育研修体系を整備し、イノベーションに挑戦する人財づくりに取り組みます。

③社会との相互信頼の確立を目指します

法令や規則を遵守し、公正な競争、高品質な製品およびサービスの提供、適時適切な情報開示など、誠実な企業活動を実践するとともに、ガバナンス体制の強化を図ることで社会から信頼される企業を目指します。

(2) サステナビリティ推進体制

加賀電子グループは、CSRならびにサステナビリティの推進を重要な経営課題と捉え、加賀電子(株)の代表取締役社長執行役員が委員長となる「サステナビリティ委員会」を設置し、その直下には「コンプライアンス」「リスクマネジメント」「情報開示」「環境経営推進」「ダイバーシティ推進」「ガバナンス」の各専門委員会を配して、グループ横断的にCSRならびにサステナビリティを推進するマネジメント体制を敷いています。経営トップのコミットメントのもと、事業部門とも連携して、各委員会を通じて、ESG課題に対する方針や施策・目標の策定、進捗管理などグループ一体となってサステナビリティの推進に取り組んでいます。

※招集ご通知30ページに当社のガバナンス体制図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(3) マテリアリティ（重要課題）の特定

加賀電子グループは、世界および当社が直面するさまざまな課題や社会からの要請に真摯に向き合い、「E：環境」「S：社会」「G：ガバナンス」ならびに「B：事業」の4つの観点から、当社の経営にとってインパクトの大きい重要課題を以下の通り特定しました。これらのマテリアリティの取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に寄与する企業活動を実践し、さらなる企業価値の向上を推進していきます。

	マテリアリティ	関連するSDGs	経済・社会情勢の変化	取り組み課題
E	クリーンな地球環境を作る	 	● 地球温暖化・環境問題の深刻化 ● カーボンニュートラルへの要請	● 環境・エネルギー問題に貢献する製品およびサービスの提供 ● 環境負荷低減に向けた取り組みの継続
S	働きやすい会社、豊かな社会を作る	  	● ニューノーマルに向けた社会構造の変化 ● 少子高齢化による人材の逼迫	● ニューノーマルに相応しいダイバーシティおよび働き方の促進 ● 加賀イズムの継承・発展による人財育成
G	持続可能な経営基盤を作る	 	● コーポレートガバナンス強化への要請 ● 環境変化に耐えうるレジリエンスの実現	● ガバナンス、コンプライアンスのさらなる強化 ● 利益重視経営の徹底
B	持続的な事業成長を実現する	  	● デジタルトランスフォーメーションの進展 ● IoT・AIなどICTの普及による超スマート社会の到来 ● グローバル競争の激化	● デジタル化社会に貢献する製品およびサービスの提供 ● 社会課題解決に貢献する新規事業創出 ● グローバル展開のさらなる促進

(4) サステナビリティ中長期経営計画、主なKPIと活動・進捗状況

主なテーマ	取組み課題・検討課題	中期目標	長期目標	
再生可能エネルギー 100%化の実現	● 国内営業拠点における再エネ導入	2024年：40% (1%)	2030年：100%	
	● 国内製造拠点における再エネ導入	～2024年：情報収集・ 分析及び方針決定 ● 自家発電／外部調達 ● 太陽光パネル／ バイオマス発電／ 再エネ事業者	2030年：50% 2050年：100%	
	● 海外製造拠点における再エネ導入		2030年：30% 2050年：100%	
社有車両のEV化	● 国内営業車両の電動車(EV、HV、PHV、FCV)への切り替え	2024年：85% (78.5%)	2030年：100%	

※ () 内は計画策定時数値：2021年11月

■ 主な製造拠点における太陽光パネル設置



加賀マイクロソリューション(株)福島事業所



KAGA ELECTRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.

2023年度／2024年度の主な活動・進捗状況

【2023年度】①「24年40%再エネ化」の目標達成に向けて、非化石証書購入を決定。
②24年度において温室効果ガス排出量定量化および削減目標設定を決定。

【2024年度】非化石証書を購入し、再エネ導入40%の目標を達成。

【2023年度】十和田工場（23年12月）、福島事業所（24年2月）で太陽光発電設備を導入。

【2024年度】太陽光発電での十和田工場の自給率は9.2%となり、増設を検討中。福島事業所は自給率21.9%達成。

【2023年度】メキシコ新工場（24年4月）にて太陽光パネルを設置。

【2024年度】メキシコ新工場は太陽光発電許可を受け25年1月より稼働。賃貸の製造拠点はIREC（再エネ証書）の購入を検討中。

【2023年度】電動車化比率は前年度比3.0pt増の85.0%（24年3月末）。

【2024年度】電動車化比率は前年度比5.2pt増の90.2%（25年3月末）。



メキシコ新工場



加賀EMS十和田

S

G

主なテーマ	取組み課題・検討課題	中期目標	長期目標	
ダイバーシティと 人財マネジメント	● 中核人財の多様性確保(女性、外国人、中途採用)	<女性新卒総合職比率> 2023年：30% (5.8%) <女性管理職比率> 2024年：15% (13.3%)	<女性新卒総合職比率> 2028年：40% <女性管理職比率> 2029年：17%	
	● 高齢者・障がい者雇用の取り組み			
「ワークライフ・ マネジメント」と 「生産性向上」	● 育児・介護支援、テレワークなど各種制度拡充	2022年：各種制度拡充 2023年：認定取得	2025年：外部認定取得 2024年～認定継続	
	● 健康経営優良法人の認定取得			
CGコード改訂・東証 再編に対応した ガバナンス体制の 再構築	● 独立社外取締役1/3以上 ● 指名・報酬委員会の設置	2021年6月実施済み	次期CGコード改訂に 応じて目標設定	
	● 取締役会の多様化	～2022年6月：方針決定		
	● プライム市場に対応したCGコード・フルコンプライ	2021年11月実施済み		
経営の監督機能・ 執行機能の一層強化	● 「委任型執行役員」制度の導入	2022年4月:施行		
	● 「委員会等設置会社」への移行	～2023年3月：方針決定		

※ () 内は計画策定時数値：2021年11月

2023年度／2024年度の主な活動・進捗状況

- 女性新卒総合職比率は、「行動計画」に沿った採用活動を実施。
【2023年度】 新卒採用総合職23人中、女性5名。前年度比3.6pt増の21.7%に拡大。
【2024年度】 新卒採用総合職22人中、女性5名。前年度比1.0pt増の22.7%に拡大も、目標30%に届かず。
- 女性管理職比率向上に関しグループ内で協議、各社ごとに女性管理職員数の目標人数を設定。
【2023年度】 前年度比0.9pt増の17.4%。
【2024年度】 前年度比0.1pt減の17.3%。

- 【2023年度】** 法定雇用率100%。
【2024年度】 法定雇用率100%。

- 【2023年度】** 23年4月よりテレワークに関する新ルールの実用開始。
【2024年度】 男性育児休業制度は12名が利用。男性の育児休業取得率は100%。

- 【2023年度】** 24年3月、2年連続で認定取得。
【2024年度】 25年3月、3年連続で認定取得。HPに健康経営方針や取り組みを掲載。



- 【2023年度】** 23年6月株主総会にて取締役6名（うち社外取締役3名）体制を決議。
【2024年度】 減員していた社外取締役を24年6月株主総会にて選任し、取締役6名（うち社外取締役3名）体制を維持。

- 【2023年度】** 23年6月株主総会にて女性社外監査役を選任。24年6月株主総会での女性取締役選任は見送り。
【2024年度】 25年6月株主総会後、監査等委員会設置会社への移行に伴い女性取締役就任予定。

- 【2023年度】** CGコードの改定なし。
【2024年度】 CGコードの改定はないが、社内対応の見直しを実施。

- 【2023年度】** グループ経営本部会議の構成員を委任型執行役員へ拡大することを決定。24年4月より運用開始。
【2024年度】 運用継続中。

- 【2023年度】** 監査役設置会社を継続。経営の迅速性、女性取締役選任の必要性も考慮し、引き続き「監査等委員会設置会社」への移行を検討。
【2024年度】 取締役会にて「監査等委員会設置会社」への移行を決議。25年6月株主総会後に移行予定。

Ⅱ 会社の現況

株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 57,404,236株
- ③ 株主数 10,385名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,112	11.63
株式会社OKOZE	3,680	7.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,471	6.60
加賀電子従業員持株会	3,140	5.97
株式会社三菱UFJ銀行	2,275	4.33
株式会社みずほ銀行	1,900	3.62
塚本 勲	1,451	2.76
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,046	1.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	984	1.87
日本生命保険相互会社	918	1.75

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,843,430株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役	4,091株	2名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

- (注) 1. 当社は2018年6月28日開催の第50回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年6月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月25日付で取締役2名（代表取締役 会長執行役員および社外取締役を除く）に対し自己株式4,091株の処分を行っております。なお、当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅲ会社役員の状況 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
2. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は交付時点（2024年7月25日）の株式数であります。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月23日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は80,000,000株、発行済株式の総数は28,702,118株それぞれ増加しております。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員 の 状況

取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	塚 本 勲	SAAFホールディングス株式会社 社外取締役 ソレキア株式会社 社外取締役
代表取締役 社長執行役員	門 良 一	
取締役 専務執行役員	筧 新 太 郎	
取 締 役	三 吉 暹	
取 締 役	橋 本 法 知	株式会社イボキン 社外取締役 ススムホールディングス株式会社 社外取締役 進工業株式会社 社外取締役
取 締 役	吉 田 守	ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	川 村 英 治	
監 査 役	橋 内 進	橋内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co.,Ltd. 代表取締役 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役
監 査 役	佐 藤 陽 一	アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 (オブ・カウンスル) ブイグ・アジア株式会社 監査役
監 査 役	大 柳 京 子	社会保険労務士法人さくらマネジメントオフ イス代表 厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務 改善推進協合理事長

- (注) 1. 取締役三吉 暹氏、橋本法知氏、吉田 守氏は、社外取締役であります。
2. 監査役橋内 進氏、佐藤陽一氏、大柳京子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役川村英治氏は、当社社員および取締役として営業部門、管理部門における長年の経験があり、企業経営、財務および会計などに関し幅広い知見を有しております。
4. 監査役橋内 進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役佐藤陽一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役大柳京子氏は、社会保険労務士の資格を有しており、社会保険および労務等に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役三吉 暉氏、橋本法知氏、吉田 守氏ならびに監査役橋内 進氏、佐藤陽一氏、大柳京子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の経営理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみで構成しております。また、取締役の報酬の内容については、報酬の内容および決定手続きの両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとしております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して適宜見直しを図りながら決定するものとしております。

- ・業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画にて掲げている利益重視経営によるものであり、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を尊重して見直しを行うものとしております。なお、業績連動報酬の額は、連結業績を勘案しております。非金銭報酬等は、当社の持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与するとともに当社の株式保有を通じた株主との一層の価値共有を進めることを企図した譲渡制限期間を20年以内とする譲渡制限付株式報酬を、当該事業年度終了後の一定の時期に付与しております。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を勘案し指名・報酬委員会の答申を尊重して決定しております。

- ・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の報酬水準など動向を踏まえ、指名・報酬委員会の答申を尊重して決定しております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額及び数については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 会長執行役員および代表取締役 社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与等）の評価配分並びに譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数の決定としております。取締役会は、当該権限が代表取締役 会長執行役員および代表取締役 社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役 会長執行役員および代表取締役 社長執行役員は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

- ・報酬等の内容の決定を取締役その他の第三者に委任する場合の決定方法に関する事項

個人別の報酬等の金額及び株式の割当数については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 会長執行役員および代表取締役 社長執行役員が具体的内容を決定しております。取締役会は、当該権限が代表取締役 会長執行役員および代表取締役 社長執行役員によって適切に行使されるよう指名・報酬委員会による諮問、答申を得て決定を行う措置を講じるものとしております。代表取締役 会長執行役員および代表取締役 社長執行役員は、当社全体の業績、株価、各取締役の役割、各取締役が当社の業績に与えた影響その他の事情を俯瞰しつつ、指名・報酬委員会の諮問・答申を十分尊重し、取締役の個人別の報酬内容を決定しております。

ロ. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	685 (28)	238 (28)	447 (-)	21 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36 (15)	36 (15)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	721 (43)	274 (43)	447 (-)	21 (-)	10 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益であり、目標値に対する達成度合いに応じて算出されております。当該指標を選定した理由は、利益重視経営によるものであります。当事業年度における業績指標は、「Ⅰ 企業集団の現況 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過および成果」に記載しております。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「Ⅲ 会社役員の状況 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。また、当事業年度における交付状況は、「Ⅱ 会社の現況 株式の状況⑤当事業年度中に職務の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。また使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は4名）です。また、2018年6月28日開催の第50回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第27回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役 会長執行役員塚本 勲および代表取締役 社長執行役員門 良一に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬（賞与等）並びに譲渡制限付株式の個人別の割当株数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役橋内 進氏は、橋内公認会計士事務所の代表およびAsia Alliance Partner Co.,Ltd.の代表取締役を兼務しております。それぞれの兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役佐藤陽一氏は、アルファパートナーズ法律事務所の弁護士（オブ・カウンセル）およびブイグ・アジア株式会社の監査役を兼務しております。当社はアルファパートナーズ法律事務所との間に顧問弁護士契約を締結しておりますが、同氏は同事務所パートナー弁護士ではなく、同事務所の経営および実務には関与しておりません。また、当社とブイグ・アジア株式会社との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役大柳京子氏は、社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィスの代表および厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会理事長を兼務しております。当社は社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィスとの間に顧問契約を締結しておりますが、取引額は僅少であります。また、当社と厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会との間に特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役橋本法知氏は、株式会社イボキンの社外取締役、ススムホールディングス株式会社および進工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役吉田 守氏は、ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社の社外取締役であります。また、同氏は2025年3月21日付をもって、NECネットエスアイ株式会社の社外取締役を退任いたしました。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役橋内 進氏は、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	三 吉 暹	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、17回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対し客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	橋 本 法 知	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、17回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、特に経営戦略や人事などに対し客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	吉 田 守	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、特に経営管理や事業戦略などに対し客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役 橘 内 進	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、17回全てに、また、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 佐 藤 陽 一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、17回全てに、また、監査役会16回のうち16回全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 大 柳 京 子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、17回全てに、また、監査役会16回のうち16回全てに出席いたしました。 社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

役員等賠償責任保険契約内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	257,164
現金及び預金	80,188
受取手形	892
電子記録債権	7,155
売掛金	106,091
有価証券	150
商品及び製品	35,906
仕掛品	1,973
原材料及び貯蔵品	13,893
その他	11,148
貸倒引当金	△236
固定資産	48,507
有形固定資産	28,445
建物及び構築物	9,839
機械装置及び運搬具	11,034
工具、器具及び備品	1,217
土地	5,940
建設仮勘定	413
無形固定資産	1,738
ソフトウェア	1,694
その他	44
投資その他の資産	18,323
投資有価証券	12,556
繰延税金資産	1,344
破産更生債権等	4,815
その他	4,481
貸倒引当金	△4,873
資産合計	305,671

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	117,704
支払手形及び買掛金	73,340
短期借入金	14,890
1年内償還予定の社債	5,000
未払費用	8,145
未払法人税等	4,018
役員賞与引当金	428
その他	11,881
固定負債	21,587
社債	5,000
長期借入金	5,500
繰延税金負債	4,115
役員退職慰労引当金	99
退職給付に係る負債	2,572
資産除去債務	698
その他	3,601
負債合計	139,292
(純資産の部)	
株主資本	142,993
資本金	12,133
資本剰余金	14,885
利益剰余金	121,553
自己株式	△5,579
その他の包括利益累計額	23,225
その他有価証券評価差額金	3,263
繰延ヘッジ損益	△28
為替換算調整勘定	18,959
退職給付に係る調整累計額	1,031
非支配株主持分	160
純資産合計	166,379
負債純資産合計	305,671

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目							金額	
売上 販売 営業	上 売 費 営業	上 及 び 業 外	原 一 般 収 取	高 価 総 管 理 費 利 益	益			547,779
								476,113
								71,665
営業	受 受 受 受 そ	取 取 取	配 手 の	利 当 家	息 金 料 賃 他		1,300	
							249	
							120	
営業	業 外	費 用	の	利 損 差	息 失 損 他 益		131	
							768	2,569
特 特	支 持 為 経	分 法 替	よ る の	利 益			769	
							90	
							2,336	
特 特	別 定 資 産 損 失	常 利 益	の	利 益			379	3,576
								22,593
特 特	固 投 減	資 有 損	産 証 失	売 券 戻	却 入 益		42	
							754	
							642	1,439
特 特	固 投 投	資 有 損	産 証 の	除 券 評	却 損 損 他		42	
							4	
							241	
税 法 法 当	金 等 調 整	前 期 純 利 益	の	当 期 純 利 益			35	324
								23,709
法 人 法 当	人 税 等 調 整	税 及 事 業 税 額	の	当 期 純 利 益			6,778	
							209	6,988
								16,721
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	の	当 期 純 利 益					△361
								17,083

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	78,546
現金及び預金	15,839
受取手形	67
電子記録債権	2,710
売掛金	26,015
有価証券	150
商品	6,366
仕掛品	10
貯蔵品	0
前払費用	11
前払費	344
関係会社短期貸付金	22,977
未収入金	5,280
その他当金	345
貸倒引当金	△1,574
固定資産	58,835
有形固定資産	6,046
建物	1,783
構築物	10
機械及び装置	28
車両運搬具	775
工具、器具及び備品	133
土地	3,292
リース資産	23
無形固定資産	1,262
商標	3
ソフトウェア	1,252
その他	5
投資その他の資産	51,526
投資有価証券	10,656
関係会社株式	38,820
出資金	10
関係会社出資金	15
関係会社長期貸付金	940
破産更生債権等	4,378
長期前払費用	203
その他	1,454
貸倒引当金	△4,412
投資損失引当金	△540
資産合計	137,381

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	57,693
支払手形	451
買掛金	17,569
短期借入金	7,603
1年内償還予定の社債	5,000
関係会社短期借入金	14,685
1年内返済予定の長期借入金	5,000
リース債務	37
未払金	911
未払費用	2,662
未払法人税等	1,899
前受り金	1,130
預り金	89
役員賞与引当金	400
その他	250
固定負債	12,315
社債	5,000
長期借入金	5,500
繰延税金負債	380
リース債務	12
資産除去的債務	112
その他	1,309
負債合計	70,009
(純資産の部)	
株主資本	64,512
資本金	12,133
資本剰余金	14,030
資本準備金	13,912
その他資本剰余金	118
利益剰余金	43,923
利益準備金	618
その他利益剰余金	43,305
別途積立金	7,000
オープンイノベーション促進積立金	25
繰越利益剰余金	36,280
自己株式	△5,575
評価・換算差額等	2,859
その他有価証券評価差額金	2,883
繰延ヘッジ損益	△23
純資産合計	67,372
負債純資産合計	137,381

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 その他 営業外費用 支払利息 貸与資産減価償却費 為替差損 その他 経常利益 特別利益 投資有価証券売却益 貸倒引当金戻入額 その他 特別損失 投資有価証券評価損 投資損失引当金繰入額 その他 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益			117,513
			103,063
			14,449
			9,143
			5,306
		410	
		9,057	
		841	10,309
		576	
		14	
		34	
		207	832
			14,782
		630	
		58	
		0	688
		4	
		241	
		240	
		5	493
			14,978
		2,263	
		1	2,264
			12,713

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

加賀電子株式会社
取締役会 御中

P w C Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

田

邊

晴

康

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

新

田

將

貴

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、加賀電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、加賀電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

加賀電子株式会社
取締役会 御中

P w C Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 田 邊 晴 康
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 田 将 貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、加賀電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、事業部長及び使用人等から各グループ会社に関する職務も含めその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、特段指摘すべき点は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

加賀電子株式会社 監査役会

常勤監査役	川	村	英	治	㊞
社外監査役	橘	内		進	㊞
社外監査役	佐	藤	陽	一	㊞
社外監査役	大	柳	京	子	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

秋葉原ビジネスセンター 4階 AP秋葉原

東京都台東区秋葉原 1 番 1 号

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



秋葉原ビジネスセンター

AP秋葉原

(株主総会会場)

交通機関

JR山手線・総武線・京浜東北線
秋葉原駅（昭和通り口） 徒歩5分

つくばエクスプレス
秋葉原駅（A3出口） 徒歩3分

東京メトロ 銀座線
末広町駅（1番出口） 徒歩5分

東京メトロ 日比谷線
秋葉原駅（2番出口） 徒歩5分

都営新宿線
岩本町駅（A3出口） 徒歩8分

※駐車場の設備がありませんので、自動車・オートバイ・自転車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

